

III 明治二十二年各庁須要の試補人員に付報告

〔明治二十二年十二月〕

〔注記1〕  
明治二十二年三月七日

内閣書記官長 (小牧)

内閣書記官 (谷森)(多田)

〔賞勲局総裁〕(抹消) 法制局長官、会計検査院長、鉄道局長官、

北海道庁長官へ通牒案

来ル二十二年度ニ於テ御局(院)(庁)須要ノ試補人員(有給

無給ヲ區別シ)本月廿八日迄ニ本官へ御通知可有之此段申進候

也

〔注記2〕  
〔明治二十二年三月七日〕(山田)

内閣書記官長

訓令案

内閣訓令第(九)号 (朱書)

来二十二年度ニ於テ須要ノ試補人員(有給無給ヲ區別シ)本月

三十一日マテニ文官試験局長官へ通知アルヘシ

〔明治二十二年(三月)七日〕(山田) 内閣総理大臣

各省 大臣 (朱書)  
除ク 宮内省ヲ

枢密院議長

元老院議長

内閣書記官長

〔下札1〕

(注記3)

明治二十二年三月七日

内閣総理大臣 花押(黒田)

文官試験局長官 印

(小牧(谷森)(多田))  
印 印 印

(注記4)

致度具案上申候也

客歳十二月勅令第九十八号ヲ以テ文官試験試験補及見習規則第二十三條第三十六條中試験見習出願期日ノ制限ヲ解カレ候ニ付テハ同則第三條第四條ノ資格者ハ隨時出願スルヲ得ルモノト相成右出願者ニ付調査ノ都合モ有之且例ニ依リ執行スヘキ高等試験ニ付テモ夫々準備ヲ要シ候間来年度ニ於テ須要ノ各官庁試験人員承知イタシ置候義必要ニ有之候依テ右ノ趣至急訓令相成候様

明治廿二年五月七日

内閣総理大臣 花押(黒田)

内閣書記官 (谷森)(多田)  
印 印

内閣書記官長 (小牧)  
印

文官試験局長官報告本年度ニ於テ各官庁須要ノ試験人員ノ

件

右高覧ニ供ス

明治二十二年五月七日

内閣総理大臣 花押(黒田)

文官試験局長官 印

本年三月内閣訓令第九号ニ従ヒ各官庁ヨリ本局ヘ通知相成候本年度ニ於テ須要ノ試験人員別紙ノ通ニ有之候此段及報告候也

明治二十二年各官庁須要試験補人員(各有給)

内閣

法制局

巻名

會計検査院

三名

枢密院

三名

外務省

三名

内務省

三名

大蔵省

五名  
内収税長三名

陸軍省

三名

海軍省

三名

司法省

四名  
司法官

文部省

三名

農商務省

三名

逓信省

三名

元老院

三名

合計五十九名  
(行政官 拾四名 司法官 四拾五名)

(朱書)  
〔法第五五号〕

(注記6)  
(谷森)(多田)  
印 印

曩ニ本年度ニ於テ本局須要ノ試験人員御通知ニ及ヒタル節有給試験一人ヲ要スヘキ旨申進置候得共尚一名ヲ要スヘキ見込ニ有之候条此段及御照会候也

明治廿二年六月

法制局長官 井上毅 印

内閣書記官長 小牧昌業殿

(朱書)  
〔試験局へ通牒 六日付ニテ 七月二日〕  
印

明治二十二年七月三日

内閣総理大臣 花押(黒田)

文官試験局長官 印

本年度ニ於テ各官庁須要ノ試補人員ハ去ル五月七日付ヲ以テ及報告置候処猶増員ノ儀本局へ通知相成候向有之依テ別紙ヲ以テ此段更ニ及報告候也

明治二十二年各官庁須要試補増員（各有給）

内閣	法制局	尙名
會計検査院		三名
大蔵省		尙名
農商務省		尙名
計		六名

〔二十二年各官庁須要試補人員  
合計六十五名（行政官二十名  
司法官四十五名）〕

〔注記8〕  
明治二十二年七月二十日

内閣総理大臣

文官試験局長官 印

本年度ニ於テ各官庁須要ノ試補人員ハ去ル五月七日付右ノ増員ハ本月三日付ヲ以テ及報告置候処尚又須要ノ儀本局へ通知相成候向有之依テ別紙ヲ以テ此段更ニ及報告候也

明治二十二年各官庁須要試補人員（有給）

元老院	尙名
計	尙名
〔二十二年各官庁須要試補人員〕	

〔合計六十六名（行政官二十一名  
司法官四十五名）〕

〔注記9〕  
明治二十二年七月六日

内閣総理大臣 花押  
内閣書記官 印  
内閣書記官長 印  
文官試験局長官報告本年度各官庁須要ノ試補人員増加ノ件  
右高覧ニ供ス

〔朱書〕  
〔参照〕

去ル五月報告ノ試補人員

内閣	法制局	尙名
外務省		三名
内務省		三名
大蔵省		五名 内収税長三名
海軍省		尙名
司法省		四拾四名 司法官
會計検査院		三名
合計五十九名（行政官拾四名 司法官四十五名）		

〔注記11〕  
明治二十二年十月廿一日

内閣総理大臣 花押  
文官試験局長官 印  
明治二十二年高等試験筆記試験ノ儀本月二十一日ヨリ施行イタシ候此段上申候也

〔小牧〕〔谷森〕〔多田〕  
印 印 印

(注記13)

明治廿二年十月十九日

内閣書記官長 (小牧) 印

内閣書記官 (谷森) (多田) 印

文官試験局長官へ通牒案

今二十二年度ニ於テ臨時帝國議事事務局須要ノ試補人員左記ノ

通二有之候条此段及御通牒候也

(朱書) 〔明治廿二年十月廿一日〕 (柿木原) 書記官長

(朱書) 臨時帝國議事事務局

試補 有給 四人

臨時帝國議事事務局

試補人員 予定 十人 此年俸 六千円

内

六人 候補者既定

四人 未定

(注記14) 明治廿二年十一月十九日

内閣總理大臣 (黒田) 花押

文官試験局長官 印

明治二十二年高等試験口述試験ノ儀本月二十一日ヨリ施行イタ

シ候此段上申候也

(注記15) 明治二十二年十二月十九日

内閣總理大臣

文官試験局長官 印

本年十月ニ於テ高等試験ヲ施行シ茲ニ之ヲ完了ス乃チ規則第七  
条ニ従ヒ各点数ヲ査定スルニ其合格者十七名ニシテ内四名ハ行

政官十三名ハ司法官各本人ノ志望タル試補適當ノ者ト信認ス依  
テ右試験成績相添此段具状候也

試験合格者現住所別紙ノ通二有之候条為念此段相添置候也

明治二十二年十二月十九日 文官試験局書記官 土屋政朝 印

内閣書記官御中

試験合格者現住所

牛込区揚場町十三番地

竹内 直養

本郷区弓町一丁目十二番地

上田 文藏

麴町区永田町二丁目二十七番地

馬場 三郎

麴町区飯田町六丁目二十一番地

中村 脩永

下谷区谷中村百一番地龍泉寺方

奥村 靖

京橋区南小田原町二丁目九番地坂本夏方

那須 莊造

本郷区真砂町二十九番地湯村徳兵衛方

手塚彦太郎

神田区駿河台鈴木町十六番地竹内イノ方

多羅尾篤吉

京橋区築地一丁目三番地野賀孝平方

渡邊 豊治

神田区今川小路二丁目一番地大野利兵衛方 (加筆)

荒井 操

下谷区谷中坂町一番地川名庄之助方

北田 新藏

神田区中猿楽町一番地勝間三五郎方

小西豊太郎

牛込区弁天町七十五番地

隈部 三郎

麴町区三番町九番地小金エン方

杉山平治郎

本郷区元町二丁目六十六番地小島リキ方

北嶋傳四郎

(谷森) (多田) 印

神田区錦町三丁目一番地西村準三郎方  
愛媛県伊予国喜多郡阿蔵村五十三番戸

水内 喜次  
廣橋 次郎

知候也

明治二十二年十二月廿三日 文官試験局書記官 土屋政朝 印

内閣書記官御中

神田区錦町三百十九番地堀マス方

荒井 操

試験合格者中左記ノ者肩書ノ所へ転居致候ニ付為念此段及御通

明治二十二年高等試験成績表

司 省 法 司							省軍海主 理	補官查検院查検計会	長税収省蔵大	望 志		
76.25	77.50	74.75	84.50	72.50	81.00	79.56	65.75	62.50	53.00	68.50	67.50	法 民
57.50	66.00	65.00	72.50	87.50	71.50	81.66	62.50					法訟訴
57.50	55.00	62.50	60.00	67.50	85.00	82.50	57.50			60.00	57.50	法 刑
55.00	60.00	63.50	70.00	75.00	77.50	71.50	65.00			60.00	60.00	法罪治
65.00	72.50	77.50	62.50	67.50	67.50	77.50	62.00					法 商
								67.50	57.50			法 憲
								61.75	68.83			政 行
								55.00	64.58	63.75	73.74	政 財
								58.50	61.66	50.00	65.00	財 理
62.25	66.20	68.65	69.90	74.00	76.50	78.54	62.55	61.05	61.11	60.45	64.74	点均平
同	同	同	英吉利法律	仏蘭西法律	英吉利法律	独逸法律	仏蘭西法律	同	英吉利法律	仏蘭西法律	英吉利法律	備 考
同	同	同	同	同	同	同	無職業	會計検査院属 判任一等級	會計検査院 属判任五等級	大蔵属判任 三等級	大蔵属判任 一等級	職 業
兵庫平民	京都平民	兵庫平民	静岡平民	広島士族	長野士族	香川士族	奈良平民	石川士族	佐賀士族	長野士族	大分士族	族 籍
小西豊太郎	北田 新藏	荒井 操	渡邊 豊治	多羅尾篤吉	手塚彦太郎	那須 莊造	奥村 靖	中村 脩永	馬場 三郎	上田 文藏	竹内 直養	姓 名
明治元年十二月	慶応三年十月	明治元年六月	明治元年正月	明治元年五月	明治元年九月	文久三年七月	明治元年八月	嘉永六年九月	安政二年八月	安政四年九月	嘉永五年五月	生 年 月

官 法				
75.00	62.50	70.00	68.00	67.50
55.00	62.50	63.50	64.00	55.00
57.50	65.00	62.50	52.50	65.00
63.00	60.00	57.50	55.00	67.50
55.00	57.50	55.00	70.00	55.00
61.10	61.50	61.70	61.90	62.00
英吉利法律	仏蘭西法律	同	同	同
同	同	同	同	同
愛媛県平民	岡山県士族	秋田県平民	岐阜県平民	熊本県士族
廣橋 治郎	水内 喜次	北嶋傳四郎	杉山平治郎	隈部 三郎
慶応元年七月	元治元年正月	文久三年十月	慶応二年三月	慶応元年二月

圖

文官試験局長官具申試験規則第七条ニ依リ高等試験合格者ノ  
件

右謹テ奏ス

明治廿二年十二月廿三日

内閣総理大臣公爵 三条実美 花押

明治廿二年十二月十九日

内閣書記官 (谷藤) (多田) (小牧)

内閣総理大臣

内閣書記官長

各省大臣

外務	大蔵	海軍	文部	通信
(松方)	(大山)	(西郷)	(榎本)	(後藤)
内務	陸軍	司法	農商務	花押
(山根)	(大山)	(山田)		

文官試験局長官具申試験規則第七条ニ依リ高等試験合格者ノ  
件

別紙文官試験局長官具申本年十月施行セシ高等試験ニ於テ合格  
ノ者十七名内四名ハ行政官十三名ハ司法官各適當ノ者ニ付試験補

(下札2)

ニ採用可相成哉閣議ニ供ス

(朱書) 参照

文官試験試験補及見習規則第七条

試験ハ筆記口述ノ二様ニ就キ各科目ノ点数ヲ合算シタル一定ノ  
平均(加筆)点数ヲ以テ合格ヲ定メ時ニ官庁ノ需要ニ応シ人員ヲ限り  
内閣ニ於テ合格者中ヨリ選抜シテ當選者ヲ定ム但一科目ニ付一  
モ点数ナキ者ハ合格者トスルコトヲ得ス

同第十条

試験當選者ノ姓名ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

同細則第十四条

當選者ハ各合格者ニ就キ試験委員長ノ具状スル所ニ依リ各官庁  
ノ需要ニ応シ人員ヲ限り内閣ニ於テ之ヲ定ム

同第十五条

前条ノ合格者中ヨリ當選者ヲ査定スルハ其試験ヲ行ヒタル日ヨ  
リ四週間以内ニ之ヲ結了シ官報ヲ以テ其姓名ヲ公告スヘシ

官報抄録

(注記18)

明治二十二年十月廿一日ヨリ内閣ニ於テ高等試験ヲ施行スヘキ  
 二附キ明治二十年<sup>七</sup>月<sup>七</sup>勅令第三十七号文官試験試補及見習規則第  
 十七条及同年<sup>十二</sup>月<sup>十二</sup>勅令第六十四号ニ該当スル者ハ高等試験手續  
 明治二十一年一月四日官報<sup>二</sup>依リ来ル九月三十日マテニ試験願書ヲ  
 第千三百五十二号ニ掲ク  
 差出スヘシ但シ官庁ニ奉職スル者ノ試験願書ハ所属長官ヲ經由  
 スヘシ

(注記19)

本年度各官庁ニ於テ高等試験ニ依ル試補ノ須要ハ行政官ニ在リ  
 テハ大蔵省ノ試補<sup>収税長ニ任用スヘキ者</sup>會計検査院ノ試験<sup>會計検査官補ニ任用スヘキ者</sup>司法  
 官ニ在リテハ海軍省ノ試補<sup>主理ニ任用スヘキ者</sup>司法省ノ試補<sup>判事檢事ニ任用スヘキ者</sup>  
 リトス其科目左ノ如シ 二十二年七月八日

大蔵省ノ試補ニ要スル科目

民法 契約、売買、書入、<sup>質入、倒産等</sup> 刑法 要領 治罪法 要領 財政 租税ノ原理、  
 行税法及徴収手續 理財 要領 財政 會計法規 現

會計検査院ノ試補ニ要スル科目

民法 要領 憲法 行政<sup>諸官庁ノ組織、職務、権限等</sup> 財政 理財 要領  
 海軍省及司法省ノ試補ニ要スル科目

民法 訴訟法 刑法 治罪法 商法

以上諸科目ノ内本邦ニ法令アルモノハ之ヲ以テ其問題中  
 二加フルモノトス

高等試験手續第五條兵役ニ関スル証書ハ市町村長(市町村制ヲ  
 実施セサル地方ニ在リテハ区戸長)ニ於テ免役延期、予備徴  
 員、一年志願兵ニ関スル事項ヲ記明シタルモノタルヘシ

高等試験出願者ハ東京ニ於テ本局ヨリ通達ヲ受ル場所ヲ定メ試  
 験期日十五日前マテニ届出ヘシ

明治二十二年七月八日

文官試験局

官報抄録

(注記20)

(注記21)

文官試験局ニ於テハ曩ニ公告スル所ニ依リ本年十月二十一日ヨ  
 リ高等試験ヲ施行シ本月十一日ヲ以テ完了セリ筆記試験ハ本年  
 十月二十一日ヨリ同二十八日マテヲ以テシ口述試験ハ去月二十  
 一日ヨリ本月十一日マテヲ以テセリ筆記試験ノ受験人ハ百五十  
 八人<sup>行政官ノ試補出願者三十八人</sup>司法官ノ試補出願者百二十人ニシテ内欠席シタル者十八人、落  
 第シタル者七十六人、及第シタル者六十四人又口述試験ノ受験  
 人ハ六十四人<sup>行政官ノ試補出願者十一人</sup>司法官ノ試補出願者五十三人ニシテ内欠席シタル者三  
 人不合格者四十四人、合格者十七人<sup>行政官ノ試補出願者四人</sup>ナリ  
 筆記試験ノ受験人百五十八人中明治二十年七月勅令第三十七号  
 文官試験試補及見習規則第十七條第三項(特別認可学校ノ卒業  
 証書ヲ有スル者)ニ依ル者百二十一人、同年十二月勅令第六十  
 四号(五箇年以上官務ニ従事シ判任官五等以上ニ叙セラレタル  
 者)ニ依ル者三十七人ナリ口述試験ノ受験人六十四人中同年七  
 月勅令第三十七号文官試験試補及見習規則第十七條第三項ニ依  
 ル者五十七人同年十二月勅令第六十四号ニ依ル者七人ナリ合格  
 者十七人中同年七月勅令第三十七号文官試験試補及見習規則第  
 十七条第三項ニ依ル者十三人同年十二月勅令第六十四号ニ依ル  
 者四人ナリトス<sup>昨二十一年十月三十一日本欄參看</sup>筆記試験ノ問題ハ左ノ如シ

行政官

行政官

大蔵省ノ試補出願者問題

民法

英

- 一 無効ノ契約ト無効ト為シ得ヘキ契約トノ差異如何
- 二 衡平法上ノ書入質ト普通ノ書入質トノ區別如何
- 三 木綿千包ノ内何レノ包ナルカヲ指定セスシテ若干包ヲ買取り其代金ヲ払渡シ未タ之ヲ引取ラサル前ニ其木綿ノ全部焼失セリ然ルトキハ其損失誰ニ帰スルカ

仏

- 一 契約ノ不成立ト其取消トノ差異如何
- 二 取消スヲ得ヘキ契約ヲ追認スルニハ如何ナル条件ヲ要スルカ
- 三 売主ノ担保ノ義務トハ如何ナルモノヲ云フヤ又担保ハ売買ノ常素ニシテ其要素ニ非ストハ如何ナル意義ナルカ

刑法

- 一 罰金ハ裁判確定ノ後ニ犯人死去シタル場合ニ於テモ之ヲ徴収スルコトヲ得ルカ
  - 二 賭博犯ニ関シテ没収ノ例ニ從フモノト其例外トヲ詳示スヘシ
  - 三 非職官吏ニシテ賄賂ヲ收受シタル者ハ官吏取賄ノ罪ヲ犯シタル者トスヘキカ
- 治罪法
- 一 無罪ト免訴トノ差別如何
  - 二 哀訴ト再審ノ訴トハ其性質ニ於テ如何ナル差異アリヤ

財政

一 特別税法ト附加税法トノ得失如何

二 租税負担ノ原理ヲ略陳スヘシ

三 租税賦課ノ為メ殖産事業ノ發達ト一国民力ノ増進トヲ障害スルコト有ルヤ否ヤヲ徵証スル標準如何

四 會計法第十條ニ

租税及其ノ他ノ歳入ハ法律命令ノ規程ニ從ヒ之ヲ徴収スヘシ

法律命令ニ依リ当該官吏ノ資格アル者ニ非サレハ租税ヲ徴収シ又ハ其ノ他ノ歳入ヲ收納スルコトヲ得ス

トアリ該條ノ精神及条文ノ説明ヲ要ス

五 地租及勅令ニ依リ市町村ニ於テ徴収スヘキ国税ノ徴収手續ヲ明記スヘシ

六 本邦ノ所得税及地租ハ何ニ賦課スル税ナルカ

理財

一 国富ト人口トノ増減ハ勞銀即チ職工ノ給料上ニ如何ナル影響ヲ及ホスヤ

二 売者ト買者トノ利益ハ到底相反スルモノナリヤ又ハ相同キモノナリヤ相反スルモノトセハ其理由ヲ説キ相同キモノトセハ亦其理由ヲ説クヘシ

三 小作料即チ農地借用料ノ増減ハ農産物売買価格ノ一部トナルカ又ハナラサルカナルトセハ其理由ヲ説キナラサルトセハ亦其理由ヲ説クヘシ

會計検査院ノ試補出願者問題



民法（大蔵省ノ試補出願者問題ニ同シ）

憲法

- 一 憲法ニ法律命令トアリ其性質及効力ノ差異如何
- 二 法律ニ代ハルヘキ勅令ヲ發布スルハ如何ナル場合ニ於テスルカ其發布ニ付テハ如何ナル手順ヲ要スルカ又帝國議會ニ於テ異議アルトキハ如何ナル結果ヲ生スヘキヤ及政府ニ於テ其勅令ノ効力ヲ失フコトヲ公布セサルトキハ其勅令ノ効力如何

三 憲法第六十七條ヲ釈義シ該條中三箇ノ場合ニ該當スル費途

ヲ類別列挙スヘシ

政府ヨリ年期ヲ期シテ府県ニ与フル土木補助費ノ如キハ此ノ條中ニ包含スルカ

行政

一 現行會計法ノ會計主務官ト新會計法ノ會計主務官トノ差違如何

二 検査官補ノ資格ヲ述ヘ其功用ヲ批評スヘシ

三 會計規則ニ拠レハ仕払命令官カ仕払命令ヲ發スル前ニ調査スヘキ事項如何

財政

一 政府一切ノ經費ヲ毎年議定スルハ果シテ必要ナルカ必要トセハ其理由ヲ説キ必要ナラストセハ如何ナル費途ハ決議ヲ要シ如何ナル費途ハ決議ヲ要セサルカヲ説キ併セテ其理由ヲ示スヘシ

二 會計検査院ノ有スルニ箇ノ性質ヲ説キ併セテ基一二於テハ

如何ナルヲトヲ為シ他ノ一二於テハ如何ナルコトヲ為スモノナルカヲ説明スヘシ

三 科目違ノ仕払、過年度支出、後年度支出（翌年度以後ニ属スル仕払ヲ前年度ニ於テ為スコト）ハ決算検査上何故ニ深く注意セサルヘカラサルカ

理財（大蔵省ノ試補出願者問題ニ同シ）

司法官

海軍省及司法省ノ試補出願者問題

民法

英

一 營業ヲ制限シタル契約ハ如何ナル場合ニ於テ有効ナリヤ

二 甲者アリ乙者ヨリ金千円ヲ借用シ期限ニ主リテ其返済ノ義務ヲ怠レリ然ルニ甲者ハ金五百円ヲ以テ右千円ニ對スル義務ノ解除ヲ申込ミ乙者之ヲ承諾シテ五百円ヲ受領セリ右ノ場合ニ於テ千円ニ對スル甲者ノ義務ハ解除セラレタリヤ其理由ヲ付シテ判決スヘシ

三 動産遺囑ノ種類ヲ列挙シ其各項ニ付説明スヘシ

若シ各種ノ遺贈ニ對シ遺産ノ不足アルトキハ如何ナル方法ニヨリテ之ヲ配分スヘキヤ

四 侵界ヲ正当ナリトシテ抗弁シ得ル場合如何

五 人力車夫アリ規則ニ背キテ駐車場外ナル公道ノ側ニ其車ヲ置キ去レリ偶々乗馬ノ一官員過度ニ其馬ヲ疾駆シ車ニ触レテ之ヲ破壊セリ

右ノ場合ニ於テ車夫ハ官員ニ對シ車ノ損害金ヲ要求シ得ル

ヤ其理由ヲ付シテ判決スヘシ

六 暗黙信託ノ性質及種類ヲ説明シ各其適例ヲ挙示スヘシ

仏

一 連帯債務者ノ一人債務ノ弁済ヲ訟求セラレタル場合ニ於テ其共同債務者中ノ或一人カ債権者ニ対シテ得タル債権ヲ以テ相殺ノ抗弁ト為スコトヲ得ルカ

二 連帯債務者ノ一人債権者ト債務ノ更改ヲ為スニ当リ共同債務者ノ財産上ニ其承諾ナクシテ旧抵当ヲ貯存スルコトヲ得ルカ

三 地役ノ不可分ト書入ノ不可分トヲ對比シ其各ノ本義ヲ詳述スヘシ

四 甲者アリ乙者ニ或家屋ヲ売払ハンコトヲ約セリ但所有權ハ代金支払ノ時迄移転セサルノ約定トス然ルニ代金仕払ノ前ニ於テ右家屋ハ売主ノ過失ニ起因セサル火災ニ罹リテ焼失セリ買主ハ尚代金弁済ノ義務ヲ負フヤ

五 売買解除ノ原因ト其取消ノ原因トヲ列挙シ併せて解除ト取消トノ差異ヲ示スヘシ

六 総理代人ノ権限如何

独

一 法人ノ性質ヲ説明スヘシ  
会社ト組合トノ區別如何

二 質權ト自余ノ他物權及請求權トノ關係ヲ詳説スヘシ

三 自己所有ノ薬液ヲ他人所有ノ鉱物ニ濺キ新ニ固形化合物ヲ得タリ其ノ物ノ所有權ハ何人ニ属スルカ

四 履行ノ不能ハ契約ノ成立及取消ニ如何ナル効力ヲ及ホスヤ

契約ノ成立タル後ニ起リタル履行ノ不能カ履行期限前ニ消滅シタル時契約ハ再ヒ其ノ効力ヲ回復スルカ

五 債務ノ相殺ヲ為スコトヲ得ル場合如何

六 相続人ノ受継クヘキ義務及受継カサル義務ヲ挙クヘシ

訴訟法

英

一 交互抗弁トハ如何ナルモノナリヤ又如何ナル場合ニ於テ此方法ヲ使用シ得ルカ

二 第三者ノ陳述ヲ聞キタル証人ハ何レノ場合ニテモ之ヲ証明シ得ルカ

三 二等証拠ニ階級ナシト云フ原則ノ意味ヲ解説スヘシ

仏

一 裁判管轄ノ種別及其種別ノ實用如何

二 裁判言渡ノ効果如何

三 上告ノ一原由ト定メタル越權トハ如何ナルモノヲ云フヤ

独

一 如何ナル場合ニ於テ訴訟共同ヲ許サル、コトアリヤ

二 如何ナル人ハ証言ヲ拒ムコトヲ得ルカ

三 抗弁ノ種類ヲ挙ケ其ノ例ヲ示スヘシ

刑法

一 正当防衛ト総則中ノ不論罪トハ何レノ点ニ於テ其性質ヲ異ニスルカ

二 窃盜ヲ教唆セラレタル者兇器ヲ携帯シテ住居ニ入り之ヲ犯

シタルトキハ教唆者ノ刑モ亦之ヲ加重スヘキヤ(但教唆者ハ右加重ノ情状ヲ前知セサリシコト事実トス)

- 三 人ヲ殺サンカ為メ其ノ住家ニ火ヲ放チタルニ家屋ハ半焼ニ止リ其人ノ生命ヲ害スルニ至ラサリシトキハ放火者ノ処分如何

治罪法

- 一 公訴私訴並ヒ起リ公訴ノ無罪又ハ免訴トナリタルトキ刑事裁判所ハ私訴ニ付如何ナル言渡ヲ為スヘキヤ
- 二 公判判事無罪ノ言渡ヲ為スヘキ場合ニ免訴ノ言渡<sup>(ママ)</sup>ノ為シタルトキハ被告人上告ヲ為スコトヲ得ルヤ

- 三 明治十八年一月人ノ私印ヲ偽造シ置キ明治二十年一月二至リテ之ヲ行使シ二十二年一月公訴起リタリ此場合ニ於テ裁判官ハ如何ナル言渡ヲ為スヘキヤ

商法

英

- 一 代人カ本人ニ対シテ差止権ヲ執行シ得ル場合及ヒ之ヲ執行スルニ付必要ナル条件ヲ解説スヘシ
- 二 船舶抵当ト普通ノ抵当トノ間ニハ如何ナル差異アリヤ
- 三 売買物品ノ所有権ヲ移転スルニ付確定物品ト不確定物品又条件付確定物品ト条件ナキ確定物品トノ間ニハ如何ナル差異アリヤ

仏

- 一 商事会社ノ法人タル結果如何
- 二 為替手形ノ裏書ト通常ノ賃權讓渡トノ効力ノ差異如何

- 三 裏書人通次數名アル場合ニハ其相互ノ關係如何

独

- 一 売買契約履行ノ淹滞ハ売上反買主ノ權利義務ニ如何ナル結果ヲ生スルカ

- 二 保險契約ノ効力ヲ生セサル場合並ニ其効力ヲ失フ場合ヲ挙ケ其理由ヲ示スヘシ

- 三 共担海夫ト特担海夫トノ區別ヲ説明シ各一二ノ適例ヲ挙クヘシ

口述試験ハ隨時ニ問題モ定メテ之ヲ行ヒタリ

(注記1)

「局甲四四ノ属」

(注記2)

「七」(簿冊内件名番号)

(注記3)

「済」

(注記4)

「甲四四」

(注記5)

「内閣第六十五号」「五月九日高覽濟」  
「受」<sup>(田部石坂)</sup>

(注記6)

「花押」

(注記7)

「内閣第九十九号」

(注記8)

「内閣第九十九号」  
(注記9)

「内閣第九十九号」  
「七月廿三日高覧済」

(注記10)

「局乙四九号」  
〔曾編〕

(注記11)

「済」

(注記12)

「局甲四四ノ属」

(注記13)

「済」

(注記14)

「局乙五四号」

(注記15)

「内閣第一百十九号」

(注記16)

「査」

(注記17)

「内閣第七十九号」  
「十二月廿四日裁可」  
「受」  
〔山村〕〔田部〕〔石坂〕

(注記18)

「校正」  
〔小路〕  
「膳写」  
〔日〕

(注記19)

「明治二十二年」

(注記20)

「校正」  
〔荒田〕  
「膳写」  
〔杉村〕

(注記21)

「明治二十三年」

(下札1)

「各局須我要人員ハ雜纂ニアリ」  
(下札2)

「本件大藏省會計検査院海軍省司法省へハ十二月廿四日通牒同廿五日内閣官報局へ報告ス」

〔公文類聚 明治二十二年 第十三編 第四卷〕2A, 11, ③389